



〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-2-9

プラネット南森町ビル 8 階

電話 06-6352-3400 FAX 06-6352-3401

メール saposen-osaka@lemon.plala.or.jp

ホーム <http://www.saposen-osaka.org>

編集・発行/ NPO 労働と人権サポートセンター・大阪



“夢洲万博” と労働者の権利 万博を考える討論集会を開催

2024年 「罰則付き 時間外労働の上限規制」 全ての事業が対象に

現在猶予されている建設業においても 2024 年（令和 6 年）4 月 1 日からは、労働基準法による時間外労働の上限規制として原則・月 45 時間、年 360 時間以内が適用される。（ただし、災害時における復旧及び復興の事業を除く）

建設業の事業主の皆様へ
令和 6 年 4 月 1 日から
時間外労働の上限規制が適用されます

- ・ 所定労働時間の枠組みの見直し
- ・ 年次有給休暇の取得促進
- ・ 週休 2 日制の推進
- ・ 適正な工期の設定
- ・ 人材確保と育成 など

「働き方」が変わります!!

主な変更内容は・・・
 （36協定の始期が令和 6 年 4 月 1 日以降のものが対象です。）

現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、令和 6 年 4 月 1 日以降、原則として**月 45 時間・年 360 時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情（特別条項）があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできません。

- ・ 1 年間の時間外労働は**720 時間以内**
- ・ 1 か月の時間外労働と休日労働の合計は**100 時間未満**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2 か月平均」「3 か月平均」「4 か月平均」「5 か月平均」「6 か月平均」が**全て 1 か月当たり 80 時間以内**
- ・ 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、**年 6 か月まで**

※例外規定があります。
 災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について
 ・ 月 100 時間未満
 ・ 2～6 か月平均 80 時間以内 } この 2 つの規制は令和 6 年 4 月 1 日以降も適用されません。

東京労働局 東京労働局・労働基準監督署（支署） 2022.1

厚労省や各労働局・労働基準監督署及び日本建設業連合会等の業界団体や関係する労働組合で周知・啓発と適用に向けての取り組みが進められてきた。また自動車運転の業務と医業に従事する勤務医の時間外労働の上限規制（年 960 時間）もスタートする。

自動車運転の業務 時間外労働の上限規制 年 960 時間（休日労働を含まず）

厚生労働省

準備は進んでいますか？

2024年（令和6年）4月1日から

**自動車運転の業務にも
上限規制が適用されます!!**

Point 自動車運転の業務における猶予後（2024年（令和6年）4月1日～）の取り扱い

時間外労働の上限規制が適用されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年960時間（休日労働を含みません）を限度に設定
（1か月の時間外・休日労働時間数、1年の時間外労働時間数）する必要があります。
⇒時間外労働の上限規制の詳細は以下の厚生労働省のHPをご参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/overtime.html>

○自動車運転の業務に関しては、特別条項付き協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間（休日労働は含みません）となります。
○時間外労働と休日労働について「月100時間未満」「2～6か月平均80時間以内」とする規制は適用されません。
○「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制は適用されません。

千葉労働局/各労働基準監督署

医業に従事する勤務医の時間外・休日労働時間 年の上限 960 時間

時間外労働の上限規制

2024年4月1日から、医業に従事する勤務医の時間外・休日労働時間は、原則として年960時間が上限となります（A水準）。

医療機関が、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、その理由に応じて、都道府県知事から指定を受ける必要があります。

指定の種類	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
(A水準)	原則（指定取得は不要）	960時間
連携B水準	他院と兼業する医師の労働時間を 通算すると長時間労働となるため	通算で1,860時間 (各院では960時間)
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
C-2水準	長時間修練が必要な技能の修得のため	1,860時間

※1,860時間の上限が適用されるのは、指定理由に対応する業務に従事する医師のみです。
※1つの医療機関が複数の水準の指定を受けることもできます。

（厚生省パンフレット 医師の働き方改革手続きガイドより）

万博協会 施設建設「労働時間上限規制」の適用除外を要望

7月27日の夕刻、複数の報道機関は公益社団法人 2025 年国際博覧会協会（万博協会）が「大阪市此花区夢洲（ゆめしま）の万博に関する施設の建設については、災害時における復旧及び復興の事業と同等として扱い、2024 年 4 月 1 日から建設業において適用される時間外労働に関する罰則付の上限規制を適用しないこと」を政府に要望していることを報道した。

そして西村経産大臣の「要望があり、検討している」との発言や加藤厚労大臣（当時）の「上限規制の例外を認める考えはない」との発言を紹介した。

日本維新の会の藤田幹事長は 8 月 2 日の記者会見で「上限規制の除外の特例は許容してもよいというスタンスだ、総論としては賛成する」と発言した。一方 8 月 4 日ゼネコン 35 社の労働組合で構成する日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）は記者会見を開き「労働者に過重労働を強いることを前提とした労働時間規制除外は受け入れられない」との声明を出した。

また「大阪労働者弁護団」「日本労働弁護団」「民主法律家協会」そして「過労死弁護団全国連絡会議」の各弁護士団体から万博協会に対して要望の撤回を求める緊急声明が発出された。

「夢洲万博を考える討論集会」を開催 サポセン大阪 どないネット

サポセン・大阪は「長時間労働を起因とする過労死の根絶」を「労働と人権」の具体的課題として取り組んできた。万博に関する施設建設において「労働と人権」に反する事態が到来したため、またアクセス道路が 2 本のみの「夢洲」は道路渋滞で建設資材運搬の運輸労働者にも長時間労働が想定される。これまで「カジノ誘致」など大阪における市民不在の諸政策に異議を申し立て、政策の転換を要求して活動を進めてきた市民団体の「どないする大阪の未来ネット」と共に 9 月 7 日大阪国労会館（大阪市北区）で「夢洲万博を考える討論集会」を開催した。集会は市民 80 名が参加した。

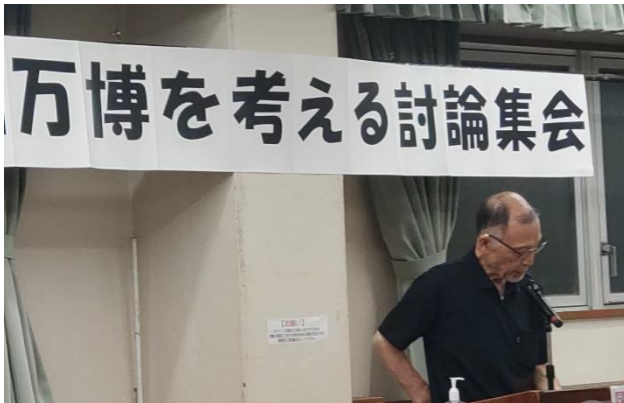


討論集会では主催者側からの 3 つの問題提起が行なわれた。「どないする大阪の未来ネット」事務局長の馬場徳夫さんは「夢洲万博」とその後の「IR・カジノ誘致」で公金・税金を湯水のごとく使われようとしている。そのために「港湾事業会計」も破綻状態となり港湾機能に多大な犠牲を強いていることを指摘した。

「夢洲の都市計画変更を考える市民懇談会」事務局長の武田かおりさんは 7 月末に提出した大阪市や大阪港湾局への質問事項と当局からの「回答」を分析するとともに大阪市会への「万博開催の中止」と「万博協会を情報公開の対象とする法整備」を求める陳情書の提出を呼びかけた。

サポセン大阪の代表理事で大阪労働者弁護団の在間秀和弁護士は「夢洲万博と労働者の権利」をテーマとして問題提起を行った。在間さんの発言の概要を紹介する。

“夢洲万博” は労働者の人権に敵対しているのでは！？



万博協会が「時間外労働に関する罰則付の上限規制」を適用しないことを要望した重大問題を受け止めるためには 2018 年 6 月に成立した「働き方改革関連法」とその前年 3 月の政府の「働き方改革実行計画」を復習することが必要だ。働き方改革の最大のテーマは「生産性の向上」であり、労働時間を短縮して、いかに労働者を効率良く働かせるのか？である。

時間外労働に関する罰則付きの上限規制を盛り込んだ労働基準法 36 条 3～6 項を改正した。

しかし 2017 年以降の「働き方改革」特に“長時間労働規制”が労働者のための改革ではなかった。そのため長時間労働が極めて深刻で是正が必要である「建設事業の労働者」や「自動車運転業務の労働者」や「医業に従事する勤務医」についての規制が 2024 年 4 月まで後回しにされた。

建前上「過労死」の元凶となっている長時間労働を罰則付きで規制するという厚労省の立場からすれば、万博の施設建設を労働時間規制から除外することを認めるわけにいかない。

そして政府見解では建設業における労働時間規制の基本的視点を「発注者の適正な工期設定」に置いている。今回の万博協会の要望はこれに全く逆行するものである。「発注者」である万博協会の都合で、労働者の長時間労働を容認するものだ。

また国連「SDGs」「ビジネスと人権に関する指導原則」の逆手をとった活用の検討が必要だ。

労働者の人権に正面から敵対する“万博”の中止を求める」と在間さんは発言を締めくくった。

国連は 2011 年「ビジネスと人権に関する指導原則」を定め、2015 年に持続可能な開発目標（SDGs）の達成目標を決定した。万博協会は万博の開催意義を SDGs の達成として、そのための「持続可能性に配慮した調達コード」では「サプライヤー等は調達物品等の製造・流通等においては、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならないとしている」と記述している。しかし万博協会は自らが真逆のことを進めようとしている。

強制労働の根絶を 討論ではサポセン大阪代表理事の丹羽雅雄弁護士が「第二次世界大戦中の労働力不足を補うために朝鮮人や中国人を強制労働させた。万博関連建設等の現場の労働力不足は外国人技能実習生や外国人労働者で補おうとしている。強制労働の根絶の運動が求められている」と訴えた。

参加者による討論を受けて万博協会、大阪市、大阪港湾局宛の夢洲万博の開催の中止や白紙からの再検討を求める要請書を参加者の賛同を得て採択した。市民一人ひとりが浄財を持ち寄って作成した万博の問題点を指摘して中止を求めるチラシを紙面の最後に掲載する。

2025 大阪万博

万博の目玉
海外パビリオン
遅々として
建設進まず

これが

“いのち輝く
未来社会のデザイン”
ですか？

大手ゼネコン幹部
“いくら
お金もらっても
出来ない”
(2023/07/14 読売新聞)

カジノのための
万博？

地盤
弱すぎ

万博に...
行きたい 25%
行きたくない 66%
Yahoo! ニュース みんなの意見
「大阪・関西万博、行きたいですか？」より
(2023/9/12 時点)

残業規制の適用除外!?
ただでさえ人手不足なのに
労働者にしわ寄せが...

万博延期 → 問題先送り・費用増加 ✕

中止 → いまなら 300 億円程度 で済むという
試算も!

中止でええやん

もっと身近なことに税金使おう! 😊

いくらなんでも問題ありすぎ 😞 時代遅れの万博中止!

＼ なんて夢洲やねん? /



“松井一郎知事の思い”で

夢洲に決まった

当初は大阪・関西万博の候補地ですらなかった夢洲。しかし、松井一郎府知事(当時)が、安倍晋三首相(当時)にお酒を注ぎ倒して実現した、と橋下徹氏も発言しています。

地盤がとてつもなくゆるいこと、アクセスが悪く物流だけで大渋滞するなどの理由から、論外の用地だった夢洲ですが、“松井一郎氏の思い”によって強引に決まったのでした。

＼ 万博はカジノの前座かいな? /



万博を口実に、

カジノの整備にまで公金投入

たとえばアメリカのカジノは、インフラ整備もすべて事業者が負担します。税金は使われません。しかし夢洲カジノは万博開催を理由に、すべてわたしたちの税金で整備をしています。

また、これまでの埋立地の「土地改良費」は事業者の負担でしたが、「エンタメ・IRのためだから」という松井一郎氏の一声で、大阪市の負担へと変更されました。

＼ どこまで増えんねん? /

1,250億→1,850億→2,000億円超!?

税金は湯水ではありません

万博の会場建設費は当初の1,250億円から1,850億円に増え、その後も資材価格や人件費の高騰で増額の一途をたどっています。

たった半年、184日間の万博に、一体どこまで税金をつぎ込むのでしょうか。

＼ 後始末にもめっちゃカネかかるやん! /



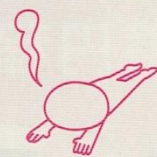
豆腐のような地盤の夢洲に

50メートルの杭を打って抜く

夢洲は埋め立て途中の人工島。雨が降れば大きな池ができ、長靴が沈むような場所です。そのため、建物の下に長さ50mの杭を打つ必要がありますが、万博終了後、また杭を抜かなくてはなりません。杭を打つよりも抜くほうが費用がかかり、大量のがれきも発生します。

※関西空港は、埋め立て後1年間で6m沈み、その後も30年で4m以上も沈んでいます。

＼ どこが「いのち輝く」やねん? /



建設工事の労働者は

残業し放題?

建設業界への時間外労働の上限規制を万博工事に適用しないよう、万博協会が政府に内々で要請したと報じられました。

万博協会はこの報道を否定していますが、時間外労働の上限があると、パビリオン建設等が間に合わない可能性があるのではないのでしょうか。

現場で働く人びとに、過度な労働が押しつけられるのは必至です。

いますぐできる!
中止のためのアクション

- ①署名する! or 署名を集める!
▼ネット署名 (change.org)   ▼署名用紙 (どないネットのブログ) 
- ②BIE(博覧会 国際事務局)に万博中止を求める!
詳細は夢洲懇談会のブログへ  
<https://yumeshima.blog.jp/>
- ③SNSで「万博中止」を発信する!
大きな話題になれば、事態が動く可能性も!

2023.9.23 発行